

オフサイトセンターの指定・変更に係る手続規程の制定について【概要】

平成28年3月16日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 趣旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年9月14日文部科学省・経済産業省令第3号）に基づき緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の指定又は変更を行うに際しての手続きを明確化するもの。

2. 手続規程の概要

(1) 名称

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（統括官決定）

(2) ポイント

- ・ オフサイトセンターの指定（変更）に係る意見照会の様式を規定。
- ・ 代替オフサイトセンターの指定について、指定の様式等を示すとともに、指定に先立って原子力規制庁長官、関係自治体及び原子力事業者に対して意見照会を行うことを規定。
- ・ 代替オフサイトセンターを指定した際には、内閣府ホームページに公表するとともに、関係自治体等に通知することを規定。

3. スケジュール（予定）

3月16日 原子力規制委員会への説明、上記規程の決定
3月17日 代替オフサイトセンターの指定に係る意見照会
年度内目途 代替オフサイトセンターの指定、公表

(以上)

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 24 年 9 月 14 日文部科学省・経済産業省令第 3 号）第 2 条の規定に基づき、並びに同法及び同内閣府令を実施するため、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程について、次のように定める。

平成〇年〇月〇日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る意見の聴取の様式）

第 1 条 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項に基づき内閣総理大臣が行う原子力規制委員会、所在都道府県知事（法第 7 条第 2 項に規定する所在都道府県知事をいう。以下同じ。）、所在市町村長（法第 7 条第 2 項に規定する所在市町村長をいう。以下同じ。）及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見の聴取については、別紙 1 又は別紙 2 により行うものとする。

（内閣府令の制定又は改廃に係る意見の聴取の様式）

第 2 条 法第 12 条第 6 項に基づき内閣総理大臣が行う原子力規制委員会の意見の聴取については、別紙 3 により行うものとする。

（代替施設の指定）

第 3 条 政策統括官（原子力防災担当）（以下「政策統括官」という。）は、法第 12 条第 1 項に基づき指定する緊急事態応急対策等拠点施設ごとに、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 24 年 9 月 14 日文部科学省・経済産業省令第 3 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条の表の原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）第 43 条の 4 第 1 項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）の項（14）又は原子炉設置者（実用発電用原子炉を設置する者を除く。）、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者の項（12）に規定する当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）を指定するものとする。

2 前項に定める指定については、別紙 4 により行うものとする。

案

(代替施設の指定又は指定の変更に係る意見の聴取)

第4条 政策統括官は、代替施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁長官、所在都道府県知事及び所在市町村長、当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事（所在都道府県知事を除く。）及び市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴くものとする。ただし、内閣総理大臣が、法第12条第1項に基づき、当該緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又は変更する際に、既に、当該代替施設を含め、同条第2項に基づき意見を聴いている場合には、その限りでない。

2 前項に定める意見の聴取については、別紙5又は別紙6により行うものとする。その際、政策統括官は、当該代替施設が内閣府令に定める要件に適合していることを証する書類その他の当該代替施設に関する資料を添付するものとする。

(代替施設の指定又は指定の変更の通知)

第5条 政策統括官は、第3条第1項の規定により、代替施設の指定又は指定の変更を行った場合は、速やかに内閣府ホームページに掲載するとともに、所在都道府県知事及び所在市町村長、当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事（所在都道府県知事を除く。）及び市町村長（所在市町村長を除く。）、法第7条第2項に定める関係周辺都道府県知事（当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項に定める通知については、別紙7により行うものとする。

附 則

本規定は、平成〇年〇月〇日より施行する。

案

(別紙1)

府政原防 号
平成 年 月 日

〇〇 宛て

内閣総理大臣 名

緊急事態応急対策等拠点施設の指定に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき、下記のとおり緊急事態応急対策等拠点施設を指定してよろしいか、同条第2項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇

2. 施設名 〇〇〇〇

3. 当該施設の住所 〇〇〇〇

案

(別紙2)

府政原防 号
平成 年 月 日

〇〇 宛て

内閣総理大臣 名

緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取について

平成〇年〇月〇日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同条第2項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇

2. 施設名 〇〇〇〇

3. 当該施設の住所 〇〇〇〇

※変更の内容

〇〇〇〇

案

(別紙3)

府政原防 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 宛て

内閣総理大臣 名

原子力災害対策特別措置法第12条第1項及び第4項の規定に基づく内閣府令の
【制定・改正・廃止】に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第12条第1項及び第4項に基づき、
別添のとおり内閣府令を【制定・改正・廃止】することとしてよろしいか、同条第6項の規
定により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

案
(別紙4)

府政原防 号
平成 年 月 日

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定について

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（平成〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）を下記のとおり指定する。

記

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設		代替施設	
	名称	場所	名称	住所

案

(別紙5)

府政原防 号
平成 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（平成〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条の規定に基づき、下記のとおり緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設を指定してよろしいか、同規程第4条第1項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇
2. 施設名 〇〇〇〇
3. 当該施設の住所 〇〇〇〇

案

(別紙6)

府政原防 号
平成 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定の変更に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（平成〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同規程第4条第1項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇

2. 施設名 〇〇〇〇

3. 当該施設の住所 〇〇〇〇

※ 変更の内容

〇〇〇〇

案

(別紙7)

府政原防 号
平成 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の【指定・指定の変更】について（通知）

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（平成〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の【指定・指定の変更】を行ったので、別添のとおり通知する。

(案)

参考資料

実用発電用原子炉に係るオフサイトセンター及び代替オフサイトセンター(一覧)

道県名	対象施設	オフサイトセンター 方位・距離*1	代替オフサイトセンター 方位・距離*1	代替オフサイトセンター 方位・距離*1
北海道	泊発電所	北海道原子力防災センター 北海道岩内郡共和町 南東10km	喜茂別町農村環境改善センター 北海道虻田郡喜茂別町 南東43km	寿都町総合文化センター 北海道寿都郡寿都町 南西36km
青森	東通 原子力発電所	東通村防災センター 青森県下北郡東通村 北北西11km	青森県原子力センター 青森県上北郡六ヶ所村 南南西35km	青森県庁 青森県青森市 南西80km
宮城	女川 原子力発電所	(女川暫定オフサイトセンター) 宮城県仙台市 西南西53km	検討中	検討中
福島	福島第一 原子力発電所	(福島県南相馬原子力災害対策センター(建設中)) 福島県南相馬市 北24km	検討中	検討中
	福島第二 原子力発電所	(福島県楡葉原子力災害対策センター(建設中)) 福島県双葉郡楡葉町 南8.5km	検討中	検討中
茨城	東海第二 発電所*2	茨城県原子力オフサイトセンター 茨城県ひたちなか市 南南西11km	茨城県教育研修センター 茨城県笠間市 西南西31km	つくば国際会議場 茨城県つくば市 南西62km
新潟	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター 新潟県柏崎市 南南西8km	新潟県庁 新潟県新潟市 北東64km	上越市三和区総合事務所 新潟県上越市 南西40km
静岡	浜岡 原子力発電所	(静岡県オフサイトセンター(建設中)) 静岡県牧之原市 北北東20km	検討中	検討中
石川	志賀 原子力発電所	石川県志賀オフサイトセンター 石川県羽咋郡志賀町 南東9km	石川県庁 石川県金沢市 南南西53km	石川県奥能登総合事務所 石川県輪島市 北東33km
福井	敦賀発電所 *3	福井県敦賀原子力防災センター 福井県敦賀市 南13km	福井県大飯原子力防災センター 福井県大飯郡おおい町 南西48km 福井県高浜原子力防災センター 福井県大飯郡高浜町 南西51km	福井県生活学習館 福井市下六条町 北東37km
	美浜発電所	福井県美浜原子力防災センター 福井県三方郡美浜町 南9km	福井県大飯原子力防災センター 福井県大飯郡おおい町 南西40km 福井県高浜原子力防災センター 福井県大飯郡高浜町 南西48km	福井県生活学習館 福井市下六条町 北東44km
	大飯発電所	福井県大飯原子力防災センター 福井県大飯郡おおい町 南西7km	福井県敦賀原子力防災センター 福井県敦賀市 東北東35km 福井県美浜原子力防災センター 福井県三方郡美浜町 東北東31km	福井県生活学習館 福井市下六条町 北東76km
	高浜発電所	福井県高浜原子力防災センター 福井県大飯郡高浜町 南東7km	福井県敦賀原子力防災センター 福井県敦賀市 東北東49km 福井県美浜原子力防災センター 福井県三方郡美浜町 東北東45km	福井県生活学習館 福井市下六条町 北東87km
島根	島根 原子力発電所	島根県原子力防災センター 島根県松江市 南東9km	島根県出雲合同庁舎 島根県出雲市 南西28km	島根県仁多集合庁舎 島根県仁多郡奥出雲町 南39km
愛媛	伊方発電所	愛媛県オフサイトセンター 愛媛県西予市宇和町 南東24km	愛媛県庁 愛媛県松山市 北東57km	砥部町文化会館 愛媛県伊予郡砥部町 北東53km
佐賀 (長崎)	玄海 原子力発電所	佐賀県オフサイトセンター 佐賀県唐津市 東南東13km	佐賀県庁 佐賀県佐賀市 南東52km	長崎県消防学校 長崎県大村市 南66km
鹿児島	川内 原子力発電所	鹿児島県原子力防災センター 鹿児島県薩摩川内市 東南東11km	鹿児島県消防学校 鹿児島県日置市 南東24km	鹿児島県庁行政庁舎 鹿児島県鹿児島市 南東46km

*1: 対象施設からの方位・距離、*2: 東海発電所を兼務、*3: JAEAもんじゅ、ふげんを兼務

<参照条文等>

○原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）

第十二条 内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他内閣府令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。
- 4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策等拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるもの及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるものを内閣総理大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるものとする。
- 6 内閣総理大臣は、第一項及び第四項の内閣府令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 24 年 9 月 14 日文部科学省・経済産業省令第 3 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の要件）

第二条 法第十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六	（1）当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であつて、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。
---	---

号。以下「規制法」という。) 第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。) が設置されている者に限る。)

- (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。
- (3) テレビ会議システム、電話(人工衛星を利用したものを含む。)、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。
- (4) 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。
- (5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。
- (6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。
- (7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。
- (8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射線を遮へいするための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。
- (9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。
- (10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。
- (11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。
- (12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。
- (13) 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。
- (14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設((2)から(13)までの要件及び(15)の要件を満たすものに限る。)が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上

	<p>であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所 から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。</p>
--	---

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に指定されている緊急事態応急対策等拠点施設であって、第二条の表原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）の項の下欄（1）又は（14）の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

2 (略)

○防災基本計画（抄）

第 12 編 原子力災害対策編

(略)

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定，整備

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し，国，地方公共団体，原子力事業者等の関係機関が一堂に会し，情報の共有化を図り，関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。

また，国，地方公共団体，原子力事業者等は，対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，対策拠点施設が自然災害等で機能不全になっ

たときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より協力して，それぞれの役割と責任に応じて，対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備，資機材，資料等について適切に整備，維持及び管理するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備，対策拠点施設内の放射線防護対策等，施設の整備の推進を支援するものとする。

(略)